

2019年9月25日

外務大臣
茂木敏充様

—2020年NPT再検討会議と国連総会を前に—
核軍縮への日本のリーダーシップを求め、核抑止力依存政策の根本的
再検討を求める要請書

NPO 法人ピースデポ

共同代表 湯浅 一郎

山中 悦子

特別顧問 梅林 宏道

核不拡散条約(以下、NPT)発効から半世紀、無期限延長から25年というメモリアルな2020年NPT再検討会議まで約半年強となります。それに備えるための最後の機会となる第74回国連総会第一委員会が始まろうとしています。しかし、核軍縮を巡る世界の情勢は芳しくなく、このままでは、2020年NPT再検討会議の成果が危ぶまれます。この状況を克服するためには、核兵器廃絶を求める新しい国際的な努力が必要になっています。

ピースデポは、これまでグローバルな核軍縮・不拡散と北東アジアの非核・平和に関して、外務大臣への要請や提言を行ってきました。上記のような最近の情勢について考えるとき、私たちは、北東アジアにある被爆国日本だからこそ、2020年NPT再検討会議に向けて果たさなければならない大きな役割があると考え、以下のような要請を致します。

(1)2020年NPT再検討会議に向けての基本姿勢

1)核軍縮を巡る情勢

米トランプ政権は、「国防戦略」(2018年1月)でロシア・中国との「国家間の戦略的競争が第1義的な関心事である」とし、また「核態勢見直し(NPR)」(2018年2月)において低威力の弾頭や海洋発射の中距離巡航ミサイルの開発を打ち出し、戦術核爆弾を搭載する核・非核両用任務を持つ航空機の拡充を打ち出しました。この結果、新型核兵器の開発をしないとしてきた冷戦後の政策が捨てられてしまいました。

これに対し、ロシアのプーチン大統領は、2018年3月と2019年2月の年次教書演説で、米国が2002年にABM制限条約を一方的に破棄して弾道ミサイル防衛(以下、BMD)に走ったことに対抗して、米国のBMDを無意味にする新しい大型ICBM、原子力推進で無限の航続距離をもつ核巡航ミサイル、極超音速滑空弾、無人原潜など、新概念の戦略兵器の開発や配備を誇示しました。

中国は、2019年の「国防白書」で従来からの抑制的な核政策を維持する姿勢を示しつつも、先制攻撃からの生き残りとも米国のBMDに打ち勝つことを目指した多弾頭化など核兵器の近代化を進めています。

これらロシア、中国の動きは、2002年、米国が ABM 制限条約を破棄することによって作り出された安全保障「環境」に大きく左右されていることを示しています。

ところが米国は、19年2月にINF全廃条約からの離脱を表明し、INF条約は8月2日に失効しました。その結果、日本を含め北東アジアや欧州での中距離ミサイル陸上配備の新たな核軍拡競争の懸念が生まれています。米ロ関係の悪化の中で2021年2月に失効することになっている新戦略兵器削減条約（新 START）延長を巡る交渉は進む気配もありません。米国のイラン核合意からの一方的離脱による混乱も含めて、米国の悪政が、世界に終末時計2分前の核兵器問題の危機を生み出している大きな要因になっていることは、広く世界の市民が感じていることです。

2)NPT 6 条や過去の NPT 合意に反する核兵器国

今日、核兵器国、とりわけ米国やロシアは、核兵器の有用性を、当然のように口にするに至っています。核兵器国は NPT 第 6 条や、過去の NPT 合意に明確に反する行為に走っています。たとえば以下の項目が挙げられます。

1. INF 全廃条約からの離脱は、いったん合意した重要な核軍縮合意の放棄であり、軍縮合意の原則の一つである「不可逆性の原則」に反しています。2010 年行動計画の行動 2 は全会一致で「条約義務の履行に関して、不可逆性、検証可能性、透明性の原則を適用することを誓約する」と合意しています。
2. 相手が INF の開発をしたからこちらも対抗して INF を開発するという米国とロシアの考え方は、まさに新しい核軍備競争の行為です。これは NPT 第 6 条に反します。NPT 第 6 条は「核軍備競争の早期の停止に関する・・効果的な措置につき、誠実に交渉を行うことを約束する」と定めています。
3. 潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）の核弾頭の一部を低威力核弾頭に置き換える行為は、ある種の核弾頭を減らして他の種類の弾頭を増やす行為です。これは、2010 年行動計画の行動 3 「配備・非配備を含むあらゆる種類の核兵器を削減…の努力を行うことを誓約する」、行動 5 a 「あらゆる種類の核兵器の世界的備蓄の総体的削減に速やかに向かう」という合意に違反します。
4. ロシアの新しい大型 ICBM や無限の航続距離をもつ核巡航ミサイルなど新概念の兵器の開発は、核・非核両用であっても、NPT 及び核兵器のない世界という目的に反する行為であり、2010 年行動計画の行動 1 に違反します。行動 1 は「NPT 及び核兵器のない世界という目的に完全に合致した政策を追求することを誓約する」と述べ、このような政策を根本的に禁じています。

5. 核兵器国の中で唯一行われている中国の核弾頭数の増加は、行動 3、行動 5 a に違反しません。

3) 緊張緩和と核軍縮に向かう朝鮮半島情勢の世界的意義

こうした中で、2018 年、首脳外交により、南北朝鮮の板門店宣言及び 9 月平壤宣言と、米朝間のシンガポール共同声明によって首脳合意が作られ、これを基礎に朝鮮半島の非核化と平和プロセスが動いていることには世界的に大きな意義があります。このプロセスを国際社会が支持し成功させることが極めて重要であることを、広く国際社会の共通認識とせねばなりません。また、近隣に位置する日本の役割として、朝鮮半島の緊張緩和の動きを北東アジアの軍縮の枠組みとして定着させることが求められています。

このような現状を踏まえて、2020 年 NPT 再検討会議に臨む日本政府の姿勢に関して、以下を要請します。

1. トランプ政権が、過去の NPT 合意や国際的な核軍縮・不拡散の努力による成果を壊していることは明らかです。日本は米国と緊密な関係にある国として、過去の国際合意を順守し、強化に努めることの重要性を米国に伝えるべきです。来るべき国連総会においては、国際合意順守の重要性を日本の主張の基調の 1 つとすることを要請します。
2. INF 条約が失効し、新たな核軍拡競争が懸念される中、米国とロシアには、ミサイル防衛や新型戦略兵器(超音速滑空弾など)の在り方を含め、戦略的対話を始めるべきであることを両国に強く求めてください。そのためには、まず新 START の 5 年間延長に合意することを求めて下さい。
3. INF についてのアジアにおける軍備競争を防ぐために、米国と中国には西太平洋における緊張緩和と軍縮に関する対話をするよう求めてください。
4. 2018 年から始まった朝鮮半島の非核化と平和プロセスを前進させるため、米朝協議を後押しする姿勢を明確にしてください。安保理決議を根拠に、朝鮮民主主義人民共和国への経済制裁を自己目的とするのではなく、米朝シンガポール共同声明の履行を後押しすることを優先すべきです。米朝、南北の対話の継続を条件として、制裁の一部緩和を検討すべきです。
5. 核軍縮における困難な現状を打破するために新たなリーダーシップが求められています。核兵器の非人道性を身をもって知る日本こそ、その役割を担うべきです。そのためには、日本政府がこれまでの核抑止力依存政策を再検討する姿勢を示すことが必要です。北東アジア非核兵器地帯の創設を打ち出すことによってそれは可能です。それは朝鮮半島の緊張緩和の動きを北東アジアの軍縮の枠組みとして定着させることに寄与するはずで、日本が核兵器禁止条約(TPNW)に背を向けるのではなく、TPNW に参加することを可能にします。

(2) 国連総会に提出する日本決議に関して

日本は、1994 年から 25 年連続で核軍縮に関する国連総会決議を国連総会第 1 委員会に提出しています。この日本決議は 長年、被爆国日本が核兵器国に核軍縮を求めながら、一部の核兵器国から賛成票を得ることもあるという点で一定の評価を得てきました。

前述したような今日の困難な情勢を踏まえたとき、2020 年再検討会議直前の決議となる日本決議の役割は極めて重要であると考えます。

私たちは、上記 5 項目の要請事項が日本決議にも反映されることをまず要請します。

それに加えて、今年の日決議は、日本自身が過去の NPT 合意を後退させないために、以下の点を考える必要があります。

ここで、核兵器禁止条約 (TPNW) の成立とともに起こった 2017 年、2018 年の日本決議の変質を 2016 年と比較しながら振り返ります。

2016 年日本決議は、主文 3 節で「すべての NPT 締約国が、条約の全条項に基づく義務を遵守し、1995 年再検討・延長会議及び 2000 年、2010 年再検討会議の最終文書で合意された諸措置を履行することを求める」と過去の NPT 合意の「諸措置の履行を求める」としていました。然るに 2017 年になると同節は主文から消え、前文で「過去の NPT 合意を想起」するだけになりました。2018 年、主文 3 節は復活しましたが、「グローバルな安全保障を進展させることへの配慮のもとで」という条件が付されています。

さらに 2016 年の主文第 2 節は、「すべての締約国が、第 6 条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は、保有核兵器の完全廃棄を達成する」とした、核兵器国による明確な約束を再確認する」と 2000 年 NPT 合意をそのまま引用していました。ところが、2017 年決議の第 2 節は、「核兵器国は、**・・NPT を完全に履行するという明確な約束を再確認する**」として、「核兵器国が保有核兵器を完全廃棄する」という具体的な約束を、「NPT を完全に履行する」というあいまいな約束にすり替えています。2018 年になると、「核兵器国は、2000 年 NPT 再検討会議の最終合意を想起し、核兵器の完全廃棄という目標に向け、第 6 条を含む、あらゆる側面で NPT を完全に履行するという明確な約束を再確認する」と、幾分の修正はありつつも、やはり「核兵器の完全廃棄の達成」ではなく「NPT を完全に履行」の「明確な約束」というあいまいな約束にすり替えたままです。

この経過を踏まえ、第 74 回国連総会に提出する日本決議に関して、以下を要請します。

6. 2020 年 NPT 再検討会議に臨む基本姿勢として、2016 年の主文 3 節のように過去において保持していた NPT 合意を後退させないという姿勢を明確にしてください。とりわけ、主文 2 節に関しては、2017, 2018 年で「核兵器国は、NPT を完全に履行すると言う明確な約束」という言葉にすり替えたことを撤回し、2016 年のように戻すことを要請します。

以上